

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 2 月 19 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3 件

厚生年金保険関係 3 件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501057号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500265号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成24年8月31日から同年9月1日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成元年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成24年8月31日から同年9月1日まで

A社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成24年8月31日となっているが、同年9月1日が正しいため記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社には平成24年8月31日まで勤務していた旨主張しているところ、請求者の同社に係る雇用保険の加入記録によると、同年8月1日資格取得、同年8月31日離職と記録されており、同年8月31日まで勤務していたことが確認できることから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正する必要がある。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500801号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500264号

第1 結論

請求期間①について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

また、請求期間②について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ①平成11年8月1日から平成26年6月7日まで
②平成11年8月1日から平成25年5月1日まで

請求期間①については、賞与の具体的な支給日についての資料がなく不明なため、資格取得日から資格喪失日までの期間について請求するので、賞与の記録を調査し、年金額に反映してほしい。

請求期間②については、標準報酬月額が実際の報酬額と相違しているため訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、平成15年4月から平成23年12月までの期間については、請求者から提出された平成16年3月及び同年10月の家計簿並びに預金通帳の写し並びに請求者の陳述並びに金融機関から提出された訂正請求記録の対象者に係る入出金の記録により、当該期間にA社から給与以外の支給があったことがうかがわれるものの、事業主から当該振込みの詳細について回答が得られない上、請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係る源泉徴収票及び市民税・県民税特別徴収税額通知書並びに訂正請求記録の対象者が居住していた市から提出された市民税・県民税課税証明書(以下「課税資料」という。)に記載された社会保険料の内訳についても事業主から回答が得られないことから、当該期間の賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除を確認することができない。

一方、請求期間①のうち、平成24年1月から平成26年6月までの期間については、事業所から提出された平成24年分から平成26年分までの賃金台帳により、賞与は支給されていないことが確認できる。

このほか、請求期間①のうち、平成15年4月から平成26年6月までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間①のうち、平成15年4月から平成26年6月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、請求期間①のうち、平成11年8月から平成15年3月までの期間については、厚生年金保険法において、保険給付の計算の基礎となる賞与は平成15年4月1日以降に支給されたものであることから、当該期間に係る賞与は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による保険給付の対象に当たらない。

2 請求期間②のうち、平成11年8月から平成14年7月までの期間については、請求者から提出された預金通帳の写しにより、一定期間の入出金の記録がまとめられているため振込みの詳細を確認することができない期間を除き、平成11年8月、同年9月及び平成12年1月の各月末に給与の振込みが確認できるものの、請求者及び事業所から給与明細書、賃金台帳等の提出がないことから、当該期間の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

一方、請求期間②のうち、平成24年1月から平成25年4月までの期間については、事業所から提出された訂正請求記録の対象者に係る平成24年分及び平成25年分の賃金台帳により、給与支給額はオンライン記録の標準報酬月額を大幅に上回るものの厚生年金保険料はオンライン記録の標準報酬月額に基づき控除されていることが確認できる。また、平成14年8月から平成23年12月までの期間については、請求者から提出された預金通帳の写し及び金融機関から提出された入出金明細書により、各月末（預金通帳の写しについては、一定期間の入出金の記録がまとめられているため振込みの詳細を確認することができない期間を除く。）の給与の入金額が、平成24年分及び平成25年分の賃金台帳における各月の差引支給額とほぼ同額であることから、平成14年8月から平成23年12月までの期間についても、平成24年1月から平成25年4月までの期間同様、給与支給額は標準報酬月額を大幅に上回ると推認できるものの、厚生年金保険料は、請求者が主張する給与振込額に見合う標準報酬月額に基づき控除されていたことを確認することができない。

また、請求期間②について、課税資料の控除額とオンライン記録の標準報酬月額を基に算出した控除額が相違する年が複数存在することから、事業主に対して当該期間の訂正請求記録の対象者に係る賃金台帳等の資料の提出及び控除額の算出方法等について照会したが回答が得られず資料の提出もないことから、これらを確認することができない。

このほか、請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500683号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500266号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和52年4月4日から昭和60年4月16日まで

A社に勤務していた期間に係る標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低くなっている。同社には、不動産営業職で基本給17万円に歩合給が加算される給与条件で入社し、その後、営業部長職に就いた時期には、部長手当を別途に受け取っていたので、標準報酬月額を見直し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、昭和55年7月1日から昭和56年4月1日までの期間について、請求者から提出された昭和55年7月から昭和56年3月までの賃金台帳により、請求者の主張のとおり、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額の報酬を受けていたことが確認できる。

また、請求期間のうち、昭和56年4月1日から昭和57年12月1日までの期間について、請求者から提出された昭和57年及び昭和58年分の給与支払報告書により、請求者の主張のとおり、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額の報酬を受けていたことが推認できる。

一方、上記賃金台帳により、事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額については、請求者が給与として事業主から支払われていた報酬月額に見合う標準報酬月額と比較すると、確認できるすべての期間において低額である。

また、上記給与支払報告書により、事業主が源泉控除していたと推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額については、請求者が給与として事業主から支払われていた報酬月額に見合う標準報酬月額と比較すると、推認できるすべての期間において低額である。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定すること

となり、昭和55年7月1日から昭和57年12月1日までの期間については、事業主が源泉控除していたと推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がこれに該当するが、当該標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額を上回らないため訂正は認められない。

また、請求期間のうち、昭和52年4月4日から昭和55年7月1日までの期間及び昭和57年12月1日から昭和60年4月16日までの期間については、請求者は給与明細書等を保有しておらず、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も亡くなっていることから、請求者の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち、請求者を除き、上記賃金台帳の厚生年金保険料控除欄に厚生年金保険料の記載がある9人のそれぞれの給与の総支給額に見合う標準報酬月額と厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額の低い方の標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることが確認できる。

加えて、上記9人のうちの一人が保有する昭和55年1月から昭和57年11月までの給与支払明細書において確認できる総支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額の金額を上回っているものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることが確認できる。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500785号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(脱)第1500007号

第1 結論

昭和41年6月1日から昭和44年6月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和41年6月1日から昭和44年6月1日まで

年金事務所で年金記録を確認したところ、請求期間については脱退手当金を受給した記録になっていることを知った。しかしながら、脱退手当金を請求した記憶はなく、受け取った記憶もないので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者が勤務していたA社の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から2か月後の昭和44年8月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、請求者は、A社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した日(昭和44年6月1日)に国民年金の被保険者資格を取得しているが、請求者に係る国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日は昭和54年11月1日であるため、当該加入手続は同社を退職した約10年後に行われたことが確認できることから、当該加入手続を行うまでの期間は国民年金の未加入期間であり、同社を退職後、約10年間公的年金制度に加入履歴がない請求者が、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。